

(案)

荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託仕様書

- 1 契約件名 荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託契約
- 2 内 容 荒川区立小・中学校に在籍する児童・生徒の学習の到達度を測る「学習到達度調査」と学習に対する意識を図る「学習意識調査」からなる荒川区「学力向上のための調査」に関わる業務を委託する。
- 3 履行期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
- 4 調査対象者 調査実施日に荒川区立小・中学校34校に在籍する児童・生徒
 - ① 小学校 第1学年から第6学年までの児童 (9, 140人)
 - ② 中学校 第1学年から第3学年までの生徒 (3, 396人)※人数は、推定
- 5 調査内容 受託者は、受託者作成の学習到達度調査と学習意識調査を使用して調査する。
 - (1) 学習到達度調査
 - ① 各教科の特性に応じた問題により、基礎的・基本的内容の習得やそれらを活用した思考力・判断力・表現力の定着及び習熟の状況を測る。
 - ② 調査問題は、40分から50分程度で実施できるものとする。なお、国語と外国語(英語)については、聞き取りを含めるものとする。
 - ③ 調査問題は、学習指導要領に基づくものであるとともに、全国レベルでの比較により、荒川区の児童・生徒の学力の習得状況を測ることができるものとする。
 - ④ 対象学年と教科は次の通りとする。
 - 〔小学校〕 第1～3学年 国語・算数
 - 第4～5学年 国語・社会・算数・理科
 - 第6学年 国語・社会・算数・理科・外国語(英語)
 - 〔中学校〕 第1～3学年 国語・社会・数学・理科・外国語(英語)
 - ⑤ 全ての対象学年でPBT方式(紙の問題用紙・解答用紙を使用する筆記型調査)による実施とする。
 - (2) 学習意識調査
 - ① 調査問題は、各教科に対する興味や関心の度合い、学校生活全般に対する意識、生活習慣、読書の状況などにより多面的に児童・生徒の学習意識を測る。さらに、総合質問紙調査結果と学力調査結果とのクロス集計がなされること。
 - ② 調査問題は、アンケート形式で構成し、アンケート回答項目から児童・生徒の意識が具体的に読み取ることができるものとする。
 - ③ 調査問題は、小学校低学年は概ね50問、中学年以上は概ね75～100問程度とする。
 - ④ 調査問題は、全国レベルでの比較ができるものとする。
 - ⑤ 対象学年は、次の通りとする。
 - 〔小学校〕 第1～6学年
 - 〔中学校〕 第1～3学年
 - ⑥ 全ての対象学年でCBT方式(タブレット端末を利用する調査)による実施とする。
- 6 結果分析 受託者は、個票・帳票・報告書を作成し、結果分析を行う。
 - (1) 個票
 - ① 児童・生徒一人一人に配布する。合わせて学校用としてデジタルデータ(外部媒体による、以

(案)

下同じ)を提供する。

- ② 児童・生徒の学力の習得状況が明確に分かるような様式とする。
- ③ 調査結果は、荒川区における本人の位置が分かることを基本とするように示す。
- ④ 調査結果から、個人の復習のポイントを示す。
- ⑤ 学習到達度の調査結果については、受託後の調査結果を活用し、経年変化を見ることができるものとする。なお、必要なデータは教育委員会より提供する。なお、個票に経年変化を反映することができない場合には、別途データ等により個人経年比較が分かるものを学校に提出すること。

(2) 帳票 (一覧表)

- ① 当該校と教育委員会に、帳票を配布する。合わせて、データ分析や加工・活用がしやすいようなデジタルデータを提供する。
※デジタルデータには、全国レベルでの比較をしたものを含むこと。
- ② 形式は、各校の児童・生徒の学力の習得状況や学習意識が明確に分かるものとする。
- ③ 帳票の種類は、次の4種類とし、それぞれ、学習到達度調査、学習意識調査を示す。
 - a) 区内全校帳票：区立学校（小中別）の実施結果の概況を示す。
 - b) 学校別帳票：当該校の全学年児童・生徒の調査結果を集計して示す。
 - c) 学年別帳票：当該学年における調査の概要を示す。
 - d) クラス別帳票：受検者ごとの解答結果等、一人一人の結果を詳細に示す。
- ④ 受託後の調査結果を合わせ、経年的に各校の学力の習得状況の変容等が分かるように示す。必要なデータは教育委員会より提供する。

(3) 報告書

- ① 受託者は、各校と教育委員会に報告書を配布する。合わせて、報告書のデジタルデータも提供すること。
- ② 報告書には、調査結果をデータ分析や活用がしやすいような図表を用いて示す。
- ③ 受託後の調査結果を合わせ、経年的に学力の習得状況の変容等が分かるように示す。必要なデータは教育委員会より提供する。
- ④ 報告書の内容は、次の3項目で構成する。
 - a) 学習到達度調査の結果分析
 - b) 学習意識調査の結果分析
 - c) 学習到達度調査と学習意識調査との関連性の分析
その際、他の全国的な調査等と比較分析すること。
- ⑤ 報告書の種類は、次の2種類とする。
 - a) まとめ編：荒川区全体の調査結果の概況及び結果分析を示す。
 - b) 資料編：荒川区全体の調査結果の詳細を示す。
- ⑥ 報告書はそれぞれ300部作成する。

- 7 納 入 品
- ① 調査票、聞き取り問題用CD、解答用紙 全児童・生徒 約12,500人分
 - ② 実施の手引き（学習到達度調査、学習意識調査） 全教職員 各約600人分
 - ③ 調査結果個票（学習到達度調査、学習意識調査）
全児童・生徒 各約12,500人分
 - ④ 調査結果帳票、デジタルデータ（学習到達度調査、学習意識調査）
全小・中学校+教育委員会 各約40部
 - ⑤ 個票・帳票の見方、データ活用の手引き（学習到達度調査、学習意識調査）

(案)

全教職員 各約600人分
全小・中学校+教育委員会 約300部

⑥ 結果報告書

8 実施時期 ① 令和7年4月中旬(予定)

学習到達度調査

[小学校]	第2～3学年	国語・算数
	第4～5学年	国語・社会・算数・理科
	第6学年	国語・社会・算数・理科・外国語(英語)
[中学校]	第1～3学年	国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

② 令和7年12月上旬(予定)

学習到達度調査

[小学校] 第1学年 国語・算数

学習意識調査

[小学校] 第1～6学年 [中学校] 第1～3学年

③ 一斉調査実施日に実施できなかった児童生徒を対象に、遅れ実施期間を設けるものとする。

④ 調査の実施時期及び実施教科に変更が生じる場合は教育委員会と協議のうえ、定めるものとする。

9 実施方法

(1) 実施の手引き等の作成

a) 受託者は、各学校が、適正かつ公正に実施するための「実施の手引き」を作成する。

b) 実施の手引きは、以下の2種類とする。

○「実施とりまとめの手引き」

各学校のとりまとめを担当する者が、事前準備から送付までの手順・確認事項・管理上の留意点等を、図解などで分かりやすく示す。

○「調査監督の手引き」

各学校の調査監督を担当する者が、事前準備から実施されるまでの手順・確認事項・管理上の留意点等を、図解などで分かりやすく示す。

(2) 調査票等の送付

a) 受託者は、教育委員会が指定した期日、時間帯に、各校等に送付し、受領まで確実に把握する。

(3) 学習到達度調査・学習意識調査の実施

a) 受託者は、実施前日から実施終了が完全に確認されるまで、事故対応体制を整える。

(4) 調査票等の回収

a) 受託者は、教育委員会が指定した期日、時間帯に、各校から回収し、回収物確認まで適正に実施する。調査票等の回収は、発送や受領の履歴が残る運用方法を取ることにする。

(5) 採点

a) 受託者は、回収後、採点基準に従い速やかに採点を行う。

(6) 調査結果個票・帳票の送付

a) 受託者は、教育委員会が指定した期日、時間帯に、各学校等に送付し、受領まで確実に把握する。

b) 受託者は、データ処理後、各校に調査問題について児童・生徒が復習できるような措置として、児童・生徒の回答内容が分かるもの(回答用紙等)を提供する。

(案)

(7) 調査結果報告書等の作成・送付

- a) 受託者は、令和7年4月(予定)に実施をした調査については令和7年6月中旬までに、令和7年12月(予定)に実施をした調査については令和8年1月中旬にそれぞれ個票・帳票を作成し、結果分析を行った後に教育委員会に提出する。
- b) 受託者は、令和8年2月中に報告書のデジタルデータを作成し、結果分析を行った後に教育委員会に提出する。その後、令和8年3月中に報告書(冊子)を作成して教育委員会に提出すること。
- c) 調査結果報告書等の作成に当たっては、教育委員会と協議する。
- d) 調査の実施時期に変更が生じる場合の個票・帳票の提出時期、報告書の提出時期については教育委員会と協議のうえ、定めるものとする。

1.0 事故防止・事故対応

- a) 受託者は、調査問題等の作成から調査結果報告書等の送付に至るまで、すべての作業段階での事故を防止するためのチェック体制を整え、万全を期する。
- b) 万一、データ処理や印刷の誤りなどの事故が発生した場合は、受検者等の不利益にならないよう、差し替え等で訂正するなど、迅速かつ適切に対応する。
- c) また、成果物(納入品)のデータ等の誤りが判明した場合は、印刷後や送付後であったとしても、すべて回収し、差し替え等の対応策を講じる。

1.1 遵守事項

受託者は、委託業務遂行に当たり、本事業の目的や趣旨を深く理解し、これに基づいて行うものとし、教育委員会と綿密に協議をしながら進める。

1.2 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務委託契約書に示すとおり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に則り、委託業務の処理のために教育委員会から提供された個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。)並びに委託業務の処理の過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密を保護する。
- (2) 受託者は、受託業務を行う中で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、個人情報及び個人の秘密を、受託業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は、委託業務が終了したときは、個人情報を速やかに教育委員会に返還しなければならない。ただし、教育委員会が特に指示したものについては速やかに破棄するものとし、破棄したことを証明する書類(処理内容、処理方法、処理日及び証拠写真等が記載されたもの)を提出しなければならない。

1.3 その他

契約上の疑義が生じたとき、または、この仕様書等に定めがない事項については、教育委員会と協議のうえ、定めるものとする。